

令和3年12月29日

各位

小野薬品健康保険組合

任意継続被保険者の資格喪失事由は、下記①～⑤でしたが、令和4年1月1日からは、「任意継続被保険者が任意の資格喪失を申し出たとき」も、資格喪失が可能となります。

なお、任意の申し出による資格喪失日は、健康保険組合が申出書を受理した日の属する月の翌月1日となります。また、申し出には、「健康保険被保険者資格喪失申請書」の提出が必要ですが、法改正に対応した新様式は、1月に当ホームページに掲載します。

<従来の資格喪失事由>

- ① 任意継続被保険者になった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 再就職して、他の医療保険の被保険者になったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき



<令和4年1月以降>

- ① 任意継続被保険者になった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 再就職して、他の医療保険の被保険者になったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 任意継続被保険者が任意の資格喪失を申し出たとき